

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和3年6月8日

中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	高知県
3. 市区町村名	黒潮町
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	74-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	www.town.kuroshio.lg.jp

執行機関名 黒潮町長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	子どもの医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	56	
③番号法別表第2の項	74	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成二十七年条例第三十四号)別表第一 第一の項 子どもの医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童手当法(昭和四十六年五月二十七日法律第七十三号)第一条	黒潮町福祉医療費助成に関する条例(平成十八年条例第二百十号)第一条

<p>⑥事務の趣旨又は目的</p>	<p>第一条 この法律は、子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第七条第一項に規定する子ども子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的な認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。</p>	<p>第一条 この条例は、乳児及び児童並びに重度心身障がい者の医療費の一部を助成し、もって、これらの者の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。 第二条 この条例において「乳児」とは、出生の日から一歳の誕生日の前日の属する月の末日までの者をいう。 二 この条例において「幼児」とは、一歳の誕生日の前日の属する月の翌月から六歳に達する日以降における最初の三月末日までの者をいう。 三 この条例において「児童」とは、十五歳に達する日以降の最初の三月末日までの者(乳児及び幼児を除く)をいう。 第三条 この条例に定める医療費の助成の対象となる者(以下「助成対象者」という)は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 乳幼児等の保護者で、次のア及びイのいずれにも該当するもの</p>
<p>⑦独自利用事務の関連規範</p>		<p>黒潮町福祉医療費助成に関する条例(平成十八年条例第百二十号) 黒潮町福祉医療費助成に関する条例施行規則(平成十八年規則第七十号)</p>

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 40 条 項 1 号	黒潮町福祉医療費助成に関する条例施行規則(平成十八年規則第七十号)第二条第二項
②事務の内容	児童手当法第七条第一項(同法第十七条第一項(同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。))及び同法附則第二条第三項において適用し、又は準用する場合を含む。)の児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項の給付をいう。)の受給資格及びその額についての認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	黒潮町福祉医療費助成を受けようとする者の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 40 条 項 1 号イ	黒潮町福祉医療費助成に関する条例施行規則(平成十八年規則第七十号)第二条第四項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		